

海ノ民話のまちプロジェクト 海ノ民話アニメーション 利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本昔ばなし協会が「海ノ民話のまちプロジェクト」において制作する「海ノ民話アニメーション」の適正な利用を確保し、その普及を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

(1) アニメ

「海ノ民話のまちプロジェクト」によって制作された「海ノ民話アニメーション」（動画及びキャプチャーした静止画を含む）をいう。

(2) 実行委員会

アニメの舞台となった市区町村と、商工会議所・観光協会・教育委員会等とが、アニメ制作やアニメ普及活動を推進するために設立した「海ノ民話のまち実行委員会」をいう。各作品ごとに存在する。

(3) 申請者

アニメまたはロゴの活用を希望し、利用申請を出す団体または個人をいう。

(4) 教材

アニメを活用して作成する教材及びそれに準ずるものをいう。

(5) 商品

アニメを活用して製造する製品（そのパッケージを含む）及びそれに準ずるものをいう。

(6) 事業

アニメを活用して実施するイベント及びそれに準ずるものをいう。

(7) 広告

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するもの及びPRツールとしての活用をいう。

(アニメに関する権限)

第3条 アニメに関する著作権は、一般社団法人日本昔ばなし協会に帰属する。

2 申請のあったアニメの実行委員会は、申請内容を把握し、その利用承認に関して、必要に応じて一般社団法人日本昔ばなし協会に助言をする。

(利用承認の申請)

第4条 申請者は、基本的には組織の長の名前での申請とする。ただし、行政組織においては、各部局の長、施設管理者、図書館長や博物館長などの名前での申請でも可とする。

2 申請者は、アニメを利用するために、一般社団法人日本昔ばなし協会に事前に申請し、承認を得なければならない。

3 申請方法は、公式サイトオンラインフォームまたはFAXでの申請とする。

4 一般社団法人日本昔ばなし協会は、申請を受けたタイミングで、該当するアニメの実行委員会に申請内容を報告することとする。

(利用承認基準)

第5条 一般社団法人日本昔ばなし協会は、承認機関として前条の申請を受けた場合はその内容を審査する。

2 アニメの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

(1) 一般社団法人日本昔ばなし協会および実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

(2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合

(3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合

(4) 不当な利益を得るために利用される恐れがある場合

(5) 一般社団法人日本昔ばなし協会および実行委員会の事業又はその関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

(6) アニメの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用されない恐れがある場合

(7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(8) その他、承認することが不相当と認められる場合

3 一般社団法人日本昔ばなし協会および該当するアニメの実行委員会は、申請を承認しない場合であっても、申請者に対しその理由を説明する義務を負わない。

(利用承認後の手続き)

第6条 承認を得てアニメを利用した場合、対象物が完成または企画を実施した段階で一般社団法人日本昔ばなし協会へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については報告書・写真の提出をもって代えることができる。

2 申請者は、前項とは別に、一般社団法人日本昔ばなし協会が利用実績等の提出を後日求めた際には、応じるものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 申請者はアニメの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) アニメの利用は、承認された内容にのみ利用すること。

(2) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。

(3) アニメの改変等をしないこと。

(4) アニメデータに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(5) 当該物品の利用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(6) 開発デザインについては、「海ノ民話のまちプロジェクト」のロゴを必ず組み込み、「©一般社団法人日本昔ばなし協会」と記載すること。

(7) 開発デザインの中に、海ノ民話のまちプロジェクト公式サイト内の当該アニメ紹介ページへリンクする二次元コードを盛り込むことを推奨する。

(承認の取消し)

第8条 一般社団法人日本昔ばなし協会は、申請者によるアニメの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は、申請者が受けた承認を取り消すことができる。申請者は、取り消されたものはその対象物を利用及び販売してはならない。

2 一般社団法人日本昔ばなし協会は、前項により承認の取り消しを受けた申請者に対して、当該承認に係る物品の利用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

(損失補償等の責任)

第9条 取消し等に伴う利用物品の回収、費用の負担等の一切は、申請者の責任において行うこととする。

(利用料等)

第10条 利用承認した案件に対するアニメ利用料は原則無料とする。ただし、以下の場合は、一般社団法人日本昔ばなし協会と調整のうえ、必要に応じて契約書を締結し、利用料を設けることがある。

- (1) アニメの営利目的での上映、DVD・ブルーレイディスクの製作
- (2) アニメの内容に関するアレンジ（吹き替え等）
- (3) アニメの内容をそのまま流用した著作物（絵本など）の製作

(利用期間)

第11条 アニメの利用期間は、最大で利用承認を受けた日から当該日の翌々年の3月31日までとし、期間満了後の利用に際しては再度承認の申請を行うこととする。

(無断利用への対応)

第12条 第4条の申請・承認を受けずに、アニメが利用された場合、一般社団法人日本昔ばなし協会はその無断利用者に対して、利用商品の回収や事業の中止、損害賠償（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を求めるなど、厳正な措置をとることができる。

(利用に起因する問題)

第13条 アニメ利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処するものとし、一般社団法人日本昔ばなし協会および実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第14条 この規程に定めのない事項が生じたときや、この規程の解釈について疑義が生じたときは、協議の上解決する。

附則

本規程は、2023年7月1日から施行する。

附則 2024年4月24日に一部変更